

福島地方水道用水供給企業団 元請・下請関係適正化指導要綱

最終改正 令和8年4月1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施行体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入契法」という。)及び「建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月5日建設省経構発第2号)」並びに、その他関係法令に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、福島地方水道用水供給企業団(以下「企業団」という。)が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であって、企業団が発注するものをいう。

2 この要綱において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を企業団と締結した建設業者(以下「受注元請負人」という。)のほか、当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約(当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約を含む。)における請負人をいう。

(一括下請負の禁止等)

第3条 一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化等を招くおそれ、実際の建設工事の施工における責任の所在を不明確にするおそれ、注文者である企業団の信頼を損なうおそれその他の弊害を生ずるおそれがあるため、これを禁止するものとする。

2 重層的な数次の下請負は、前項に規定する弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場合を除き、行わないものとする。

(下請の選定)

第4条 元請負人は、下請負人の選定にあたっては、その建設工事の施行に関し法により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

- (1)過去における工事成績が優良であること。
- (2)建設工事を施行するに足りる技術力を有すること。
- (3)建設工事を施工するに足りる労働力、機械機器及び法定資格者を確保できると認められること。
- (4)財務内容が良好で、経営が安定していると認められること。
- (5)請負契約における工事の場所又は事業場(以下「工事現場」という。)ごとに、雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (6)一の工事現場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (7)建設労働者の募集は、適正に行うこととし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
なお、外国人を就労させる場合には、元請負人は、一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の在留資格に基づく従事状況の把握に努めるものとする。
- (8)過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (9)賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (10)現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (11)取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (12)健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に係る保険等に加入している者(以下「社会保険等加入者」という。)とすること。ただし加入義務がないものは除く。
- (13)元請負人がやむを得ず社会保険等加入者でない者を下請負人として選定する場合、自らの元請負人を通じ受注元請負人へ具体的な理由を記した書面(以下「理由書」という。)(参考様式第1号)を提出し確認を受けなければならない。
受注元請負人は、その理由書を確認しやむを得ないと認める場合、元請負人は下請負人に対し事情に応じた期間内に社会保険等加入者になるよう指導しなければならない。また、認めない場合には、元請負人は下請負人に対し社会保険等加入者となるように指導するとともに、社会保険等加入者となったことが確認できるまで下請負人として選定してはならないものとする。
- (14)受注元請負人は、その理由書を企業長へ提出し確認を受けなければならない。

(適正な下請契約の締結等)

- 第5条 元請負人並びに下請負人は、この要綱を厳守し、工事開始に当たり、あらかじめ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。
- 2 元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積をするために必要な一定の期間を設けるものとする。また、見積書の内訳に法定福利費を明示するとともに、下請契約に係る請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする。

- 3 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価(消費税相当分を含む。)に満たない金額を請負代金の額とする下請契約は締結しないものとする。
- 4 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、購入させないものとする。
- 5 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くものとする。
- 6 元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を下請負人に付けないよう配慮するものとする。
- 7 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了するものとする。
- 8 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

(下請代金の支払の適正化等)

第6条 元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1)前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに現金で前払金として支払うよう努めること。
- (2)請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3)下請契約締結後、正当な理由なく下請代金の額を減じないこと。
- (4)下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5)特定建設業者が注文者となった下請契約(下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。)における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日(引渡しの日について第5条第8項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。)から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
- (6)前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの申出の日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日

を下請代金の支払期日とすること。

- (7)前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第8項の申出の日から50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。
 - (8)下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。
 - (9)手形期間は、60日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。
 - (10)一般金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
 - (11)元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。
- 2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても、前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

(下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善)

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

2 雇用及び労働条件の改善に関して次に掲げる事項

- (1)建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2)適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の工事現場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3)賃金は、毎月1回以上一定日に通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4)建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5)労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮すること。

3 安全衛生の確保に関して次に掲げる事項

- (1)労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)を遵守し工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (2)災害が発生した場合は、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。

4 福祉の充実に関して次に掲げる事項

- (1)元請負人に対して法定福利費の額を明示した見積書を提出し、必要な法定福利費を確保

の上、社会保険等加入者として保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しては国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めなければならない。

- (2) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないように努めること。
 - (3) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても国民年金基金に加入するよう指導に努めなければならない。
 - (4) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的健康診断を必ず行うこと。
- 5 福利厚生施設の整備に関して次に掲げる事項
- (1) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める寄宿舎に関する規定を遵守すること。
 - (2) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。
- 6 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。
- 7 適正な雇用管理に関して次に掲げる事項
- (1) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
 - (2) 建設労働者の募集は、適法に行うこと。
 - (3) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- 8 前各号に掲げる事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。

(受注元請負人の下請負人に対する指導等)

第8条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該建設工事に係るすべての下請負人が前条に定める事項について措置を講ずるよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(受注元請負人の他の元請負人に対する指導)

第9条 受注元請負人は、当該建設工事に係るすべての元請負人に対し、第3条から第6条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

(受注元請負人の遵守事項)

第10条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 2 工事現場ごとに、他のすべての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者(以下「下請指導責任者」という。)を置かなければならない。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができるものとする。
- 3 下請指導責任者は、この要綱の趣旨及び内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対し、元請・下請関係の適正化に関する指導、助言その他の援助を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。
- 4 工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等必要な措置を講ずること。
- 5 工事現場に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括監理を行うこと。この場合においては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1)現場代理人は、原則工事現場に常駐すること。
 - (2)下請契約金額が5,000万円(建築一式工事にあつては、8,000万円)以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。
 - (3)請負金額が4,500万円(建築一式工事にあつては、9,000万円)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任で配置しなければならない。ただし、法第26条第3項ただし書きの規定による監理技術者(以下「特定監理技術者」という。)を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置したときはこの限りでない。この場合において、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ず当該工事現場への常駐(現場が稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。
 - (4)監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。

(施工体制台帳の写しの提出)

- 第11条 受注元請負人は、下請契約がある場合において、その金額にかかわらず下請工事の契約締結後、入契法第15条第1項の規定により読み替えて適用される法第24条の7に規定される施工体制台帳(参考様式第2号の1、2)、施工体系図(参考様式第3号)を作成し、入契法第15条第2項の規定に基づきその写しを提出しなければならない。
- 2 受注元請負人は、前項の施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という)を工事現場ごとに備え置き、又施工体系図を工事現場内の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
 - 3 施工体制台帳等には、法第24条の7及び法施行規則第14条の2並びに入契法第15条等の関係法令の規定で定める事項を記載し、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1)発注者との契約書及び下請契約書の写し(法定福利費を明示した箇所を添付)
 - (2)元請負人の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者の資格証及び健康保険証等の写し

- (3) 専門技術者を置いた場合は、その資格、雇用関係を証する書面の写し
- (4) 建設業法施行規則第14条の2第1項第2号及び第4号で定める事項を記載した、建設工事に従事する者に関する作業員名簿(参考様式4号)
- 4 受注元請負人は、施工体制台帳等を作成したときは、速やかに提出し、公共工事の技術上の管理を司る者(次項において「施工技術者」という。)の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検を企業長より求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- 5 企業長は施工体制台帳等の施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものにするため、受注元請負人に対し、下請負関係者一覧表(様式第1号)を作成させ、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検その他必要な措置を講じなければならない。
- 6 施工体制台帳等の記載事項に変更があったときは、遅滞なく変更後における事項を記載したものを提出する。
- 7 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項及び福島地方水道用水供給事業会計規程(令和7年管理規程第3号。以下「会計規程」という。)第177条に規定する随意契約による200万円未満の工事等については、第3項第4号の作業員名簿及び第5項の下請関係者一覧表の提出は省略することができる。

(下請負報告書の提出)

- 第12条 受注元請負人は、下請契約があった場合、工事完成検査完了後、2ヶ月以内に下請報告書(様式第2号)を企業長に提出しなければならない。
- 2 正当な理由があり前項の規定期限まで支払い手続き等が完了しない下請契約がある場合、企業長の了承を得て下請報告書のうち当該契約に係る部分について見込みで記載し提出することができる。なお、この場合、すべての支払い手続き等が完了後、遅滞なく当該下請契約に係る添付書類とともに下請報告書を提出するものとする。
- 3 企業長は、工事の施工又は管理等について著しく不当と認められるときは随時、受注元請負人に対し、下請報告書を求めることができる。この場合、受注元請負人は、企業長が提出を求めた日から14日以内に下請報告書を提出しなければならない。

(再下請負通知書の作成)

- 第13条 受注元請負人は、下請負人が他の建設業を営む者にその工事の一部を請け負わせたときは、再下請負通知書(参考様式第5号の1、2)又はこれに準拠するものをその元請負人に提出するとともに、当該通知書の写しを受注元請負人に提出しなければならない旨を、下請負人に通知しなければならない。
- 2 受注元請負人は下請負人が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせる都度、再下請負通知書を受注元請負人に対して提出しなければならない。
- 3 企業長は、必要と認めるときは、受注元請負人に対し、前項の再下請負通知書の写しの提出を求めることができる。

(実態調査及び調査結果による措置等)

第 14 条 企業団は、請負金額が500万円以上の建設工事について、別に定める「工事現場施工体制点検マニュアル」に基づき施工技術者の設置の状況や工事現場の施工体制等について調査し、法、入契法、及び要綱等に違反する事項があった場合には、必要な措置を講ずることができるものとする。

(企業団の指導、助言等)

第 15 条 企業団は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- 1 この要綱の遵守に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言。
- 2 前号のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合における受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるための指示。
- 3 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でないことにより次に掲げる場合が生じた場合、受注元請負人に対し企業団競争入札参加停止等取扱要綱(平成11年4月1日制定)に定める指名停止措置。
 - (1)一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係が不適切である場合。
 - (2)業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不相当であると認められる場合。

(適正化指導員による調査、指導等)

第 16 条 適正化指導員(企業団次長をいう。)は、随時この要綱の実施状況を調査し、前条第1号及び第2号に定める指導、助言、是正その他必要な措置を講ずるものとする。

(補 則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。(平成15年8月22日要綱第7号)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年9月3日要綱第5号)

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。(平成28年10月1日要綱第4号)

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日要綱第4号)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年4月1日要綱第1号)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年4月1日要綱第4号)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。(令和8年4月1日要綱第1号)

下請負報告書

年 月 日

福島地方水道用水供給企業団企業長 様

(受注者)所在地
名 称
代表者

1. 企業団工事請負契約の状況

契約番号	工 期	請負金額受領状況			
		月日	金 額	月日	金 額
工事名又は 事業名	工 事 種 別		千円		千円
地 区 名	工 事 箇 所				
契 約 額	発注課等名				

2. 下請発注の状況

元 請	商号・名称	契 約 書		代 表 者	所 在 地			
下 請	〃	〃		〃	〃			
契約月日	契 約 書 等 の 有 無	契 約 書	代 金 支 払 状 況					
			月日	金 額	現金手形の別	月日	金 額	現金手形の別
工 期	有	下請基本契約書		千円			千円	
金 額		注 文 書						
工 種		無						
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日			

元 請	商号・名称	契 約 書		代 表 者	所 在 地			
下 請	〃	〃		〃	〃			
契約月日	契 約 書 等 の 有 無	契 約 書	代 金 支 払 状 況					
			月日	金 額	現金手形の別	月日	金 額	現金手形の別
工 期	有	下請基本契約書		千円			千円	
金 額		注 文 書						
工 種		無						
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日			

元 請	商号・名称	契 約 書		代 表 者	所 在 地			
下 請	〃	〃		〃	〃			
契約月日	契 約 書 等 の 有 無	契 約 書	代 金 支 払 状 況					
			月日	金 額	現金手形の別	月日	金 額	現金手形の別
工 期	有	下請基本契約書		千円			千円	
金 額		注 文 書						
工 種		無						
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日			

〔記入上の注意〕
全ての下請(2次下請以降も含む。)について記載する。

確 認	事務局長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	監督員
-----	------	-----	-----	------	-----	-----

社会保険未加入業者と下請契約を締結した理由書

年 月 日

福島地方水道用水供給企業団企業長 様

(企業団から直接工事を請け負った元請)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

契 約 番 号		
工 事 名		
下請契約を締結した 社会保険未加入業者	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者 氏 名	
(上記業者と下請契約を締結した理由)		
監督員確認欄(完了報告時)		
該当を○で囲む		
加入済		未加入

施 工 体 制 台 帳

[受注者名]
[事業所名]

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

契約番号				
工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工 期	自	年 月 日	契 約 日	年 月 日
	至	年 月 日		

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		元請契約						
	下請契約							

発注者の 監督員名		権限及び意 見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意 見申出方法	
現 場 代 理 人		権限及び意 見申出方法	
監理技術者 主任技術者	専 任 非 専 任	資 格 内 容	
監理技術者 補 佐 名		資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当	担 当	
	工 事 内 容	工 事 内 容	

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

(記入要領)

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者または主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人の従事状況の記入要領は次の通り。

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

参考様式第2号の2(第11条関係)

《下請負人に関する事項》

会社名			代表者名		
住所	〒				
電話番号	(電話)				
契約番号					
工事名称 及 工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
許 可	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
の加入状況	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
主任技術者名	専任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

- (記入要領)
- ・一次下請負人毎に元請人が作成する。
 - ・二次以降の下請負人は、再下請負通知書で代えることができる。

- (添付書類)
- (建設業法施行規則第14条の2第2項)
- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
 - ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

- (記入要領)
- 1 主任技術者の配置状況について専任・非専任のいずれかに○印を付すこと。
 - 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事をするために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜、欄を設けて全員を記載する。
 - 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - ①経験年数による場合
 - 1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3)その他 10年以上の実務経験
 - ②資格等による場合
 - 1)建設業法「技術検定」
 - 2)建設業法「建築士試験」
 - 3)技術士法「技術士試験」
 - 4)電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6)消防法「消防設備士試験」
 - 7)職業能力開発促進法「技能検定」
 - 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ①下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
 - ②請負契約に係る営業所の名称について記載する。
 - ③請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加すること。
 - ④各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ⑤健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑥厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑦雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
 - 5 外国人の従事の状況の記入要領は次の通り。
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - 6 記載の対象は建設工事であるため、建設工事以外の契約(資材購入、機器賃貸、運送など)については記載不要。
 - 7 詳細については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を参照することができる。

施工体系図(作成例)

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名称	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
-----------	--

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称 _____

所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 _____

元請 確認欄	
-----------	--

提出日 年 月 日

(次)会社名 _____

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険		雇用保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注)1.※印欄には次の記号を入れる。

- ① …現場代理人 ② …作業主任者((注)2.) ③ …女性作業員 ④ …18歳未満の作業員
- ⑤ …主任技術者 ⑥ …職長 ⑦ …安全衛生責任者 ⑧ …能力向上教育 ⑨ …危険有害業務・再発防止教育
- ⑩ …外国人技能実習生 ⑪ …1号特定技能外国人

(注)2.作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注)3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注)4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注)5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注)6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注)7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注)8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注)9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注)10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注)11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注)12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

再 下 請 負 通 知 書

【報告下請負業者】

直近上位の
注文者名 _____ 住 所 _____

TEL _____

元請名称 <small>(企業団から工事を請け負った元請)</small>	
--	--

FAX _____

会 社 名 _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資 格 内 容
専任 非専任	担当工事内容
資 格 内 容	

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

(記入要領)

1. 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
2. 再下請負契約がある場合は《再下請負関係》欄を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。
なお、再下請負が複数ある場合は、《再下請負関係》欄をコピーして使用する。
①契約書、注文書・請書等 ②下請基本契約書
3. 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
4. この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。

〔健康保険等の加入状況について〕

5. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。
 6. 請負契約に係る営業所の名称を記載する。
 7. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
 8. 事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
 9. 労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
- ※ 6～9については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加すること。

福島地方水道用水供給企業団元請・下請関係適正化指導要綱と建設業法等の位置づけ

福島地方水道用水供給企業団元請・下請関係適正化指導要綱		建設業法 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	
下請負関係者一覧表	様式第1号	施工体制台帳を作成しなければならない範囲、構成 ※施工体制台帳(参考様式第2号の1、2) 「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と 「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体 下請金額の総額が 5,000万円以上となった時点 (建築一式工事にあつては8,000万円) 公共工事の場合は、下請契約を締結した時点 公共工事の場合は、写しを提出 再下請負通知書(参考様式第5号の1、2)	建設業法 入契法 入契法 建設業法
下請負報告書	様式第2号		
社会保険未加入業者と 下請契約を締結した 理由書	参考様式第1号		
作業員名簿	参考様式第4号		
		※施工体系図(参考様式第3号)を作成しなければならない範囲、掲示 施工体制台帳に同じ 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所	建設業法 入契法
		施工体制台帳・施工体系図作成に係る関係者への周知義務 ※施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。	建設業法
		保存義務 請負契約の内容を適切に整理した帳簿 (施工体制台帳) 5年間(工事の目的物の引渡し後) 営業に関する図書 (完成図、発注者との協議記録及び施工体系図) 10年間	建設業法

添付書類

発注者との契約書の写し	発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	建設業法施行規則
下請負人との契約書の写し	注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し	
配置技術者(監理技術者等)が資格を有することを証する書面	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者 ③実務経験者(10年以上) (専任を要する監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る)	建設業法
専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し	国家資格等の技術検定合格証明等の写し	
配置技術者(監理技術者等)の雇用関係を証明できるものの写し	健康保険証等の写し	

○ 工事現場施工体制点検マニュアル

最終改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 このマニュアルは、福島地方水道用水供給企業団が発注する土木、建築その他の建設工事(以下「工事」という。)の品質を確保し、工事目的物の的確な整備に関して監督業務において把握すべき点検事項等を定め、適正な施工体制の確保を図り、もって受注者の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 施工体制の点検対象とする工事は、請負金額が500万円以上の工事とする。

(点検実施者)

第3条 施工体制の点検を実施する者は、原則として、当該工事の監督員とする。ただし、必要に応じて、担当係長等が協議して点検を行うことができる。

(点検項目)

第4条 点検は、次の各号に掲げる項目を確認するものとする。

(1) 施工体制

- ア 施工計画書
- イ 建設業許可票、労災保険関係成立票等の標識
- ウ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識
- エ 下請負体制

(2) 法令遵守該当事項(別紙1 施工体制台帳等のチェックリスト)

- ア 施工体制台帳
- イ 施工体系図等
- ウ 元請負人の実質的関与
- エ 現場代理人
- オ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任制
- カ 監理技術者資格者証、主任技術者、専門技術者、監理技術者補佐の資格を証明する資料
- キ 専門技術者の配置

(点検結果)

第5条 当該工事の担当課長等は、点検の結果、前条第2号に該当する事項に不備がある場合は、速やかに施工体制点検結果報告書(様式第1号)に前条第1号のチェックリストを添えて施設管理課長へ報告するものとする。

2 監督員は、点検の結果、不備がある、又は不備の疑いがある場合は、速やかに当該工事の担当課長等へ報告し、必要に応じて担当係長又は担当課長等の確認のうえ、判定結果の判断及び必要な措置を行うものとする。

3 監督員は、主任技術者、監理技術者の専任制の確認について、2回目の不在が確認された段階で、速やかに当該工事の担当課長等へ報告し、必要に応じて担当係長又は担当課長等の確認のうえ、判定結果の判断及び必要な措置を行うものとする。

4 監督員は、前2項の判定結果、不備があると判定され、是正の指示を行った場合は、是正状況を確認するものとする。

5 施設管理課長は、第1項の報告を受けた場合、速やかに事実の確認を行うものとする。(別紙2「工事現場施工体制点検マニュアル」の取扱いフロー図)

年 月 日

施設管理課長 様

点検実施者 ○○(役職) ○○(氏名)

施工体制点検結果報告書

下記工事について、点検結果に不備がありましたので報告いたします。

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
請 負 金 額	
契 約 工 期	
点 検 項 目 及 不 備 内 容	

別紙1(工事現場施工体制点検マニュアル 第4条関係)

施工体制台帳等のチェックリスト

1.施工体制台帳の写しのチェックポイント(事前確認)

項目	備考	適否
(1)施工体制台帳に必要な事項が書き込まれているか	(建設業法施行規則第14条の2)	
作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		
建設工事の名称、内容及び工期		
健康保険法第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となったことの届出の状況		
発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法(又はその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し)		
主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別	配置予定技術者と同一人物であるか確認。	
作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法(又はその内容が記載された発注者への通知書の写し)		
建設業法第26条第3項ただし書きの規定により監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格		
主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。) (1)氏名、生年月日及び年齢 (2)職種 (3)健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 (4)中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 (5)安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 (6)建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	(参考様式第4号) 作業員名簿	
一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況		
下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
全ての下請負人が発注者と下請契約を締結した年月日		
作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法(又はその内容が記載された下請負人への通知書の写し)		
下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成特定建設業者の下請負人に対する意見の申出方法(又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し)		
下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		
下請負における建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。) (1)氏名、生年月日及び年齢 (2)職種 (3)健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 (4)中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 (5)安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 (6)建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	(参考様式第4号) 作業員名簿	
下請負人における一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況		
(2)施工体制台帳の添付書類は揃っているか	(建設業法施行規則第14条の2第2項)	

●2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し(公共工事については二次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)建設業法第19条に規定する全ての事項が含まれているか		
①工事内容		
②請負代金の額		
③工事着手の時期及び工事完成の時期		
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをすることは、その内容		
⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをすることはその支払の時期及び方法	支払はできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払い。手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間。	
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。	
⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法	元請が支払いを受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があったから、代金の支払うまで50日以内。手形期間は、60日以内でできる限り短い期間。	
⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをすることは、その内容		
⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
⑮契約に関する紛争の解決方法		
⑯追加条項 ・「請負人は福島地方水道用水供給企業団元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は、請け負わせた者に同要綱を遵守するよう指導しなければならない。」		
●全ての再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。	(建設業法施行規則第14条の4)	
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号		
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		
③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について	請負契約書等写しの添付。	
・工事の名称、内容、工期		
・請負契約を締結した年月日		
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法(又はその内容が記載された再下請負人への通知書の写し)		
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法(又はその内容が記載された下請負人への通知書の写し)		
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		
・再下請負人における一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況		
●主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が主任技術者資格、監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することを証明する書面の写し(専任の監理技術者については監理技術者の写しに限る)	資格者証の写し	

●主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し	健康保険被保険者証又は 税特別徴収税額通知書の 写し	
●主任技術者、監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証明する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し		
●下請契約を締結するときは、社会保険に加入しているか否か、未加入の場合は、理由書を確認し、社会保険加入の指導状況の確認。	(参考様式第1号) 社会保険未加入業者と下 請契約を締結した理由書	
(3)元請の施工範囲等を確認 (直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。)	契約書等から直営施工範 囲を確認。直営部分の内 容と比し、受注金額から 一次下請金額の合計を引 いた金額が妥当であるか 確認。	
(4)上請け、横請けの可能性の確認	下請に地元以外の建設業 者(元請が地元の場合)又 は、元請負人よりも資本 金の多い下請負人がいな いか。同規模同業者が下 請けにいないか。	
(5)JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認	代表者、出資比率、責任 範囲等の確認。	
(6)下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上の下請をさせていないかどうか確認。(建築一式工事にあつては1,500万円以上)	契約書等により当該施工 範囲を確認し、適切かど うか判断。無許可業者か 否か不明な場合は許可部 局に照会する。	

2.現場での標識等の確認

項目	備考	適否
(1)施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか	公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など (建設業法第24条の7第4項) (入札契約適正化法第15条第1項)	
(2)下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の通知及び掲示を行っているか	(建設業法施行規則第14条の3)	

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の書面通知(例)

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳(再下請負通知書を含む。)を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

①建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が他の者に工事を請け負わせたときは、その建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設㈱

再下請負通知書の提出場所 工事現場内現場事務所(建設ステーション)／△△営業所

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の現場での掲示(例)

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内現場事務所(建設ステーション)まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

○○建設㈱

<p>(3)全ての建設業許可をもつ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認</p>	<p>公衆の見やすい場所に、記載された標識か確認。 ①一般又は特定建設業の別 ②許可年月日、許可番号及び許可をうけた建設業 ③商号又は名称 ④代表者の氏名 ⑤主任技術者又は監理技術者の氏名 (建設業法第40条) (建設業法施行規則第25条)</p>	
<p>(4)建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認</p>	<p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿を提出させる。 (中小企業退職金共済法施行規則第64条、第90条)</p>	
<p>(5)労災保険に関する掲示の確認</p>	<p>労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。 (労働者災害補償保険法施行規則第49条)</p>	

3.現場での施工体制台帳等の確認

項目	備考	適否
(1)施工体制台帳は現場に備え付けられているか (二次以降の下請の場合は再下請負通知書)	公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者(監督員)への提出が義務づけられている (建設業法第24条の8) (入札契約適正化法第15条第2項)	
(2)発注者(監督員)に提出した施工体制台帳等の写しと比べ、不備、追加、変更を確認 ①施工体制台帳等に必要事項が書き込まれているか ②施工体制台帳等の添付書類は揃っているか	不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認すること。追加、変更についても、その内容を確認すること。 (建設業法規則第14条の2第1項) (建設業法規則第14条の2第2項)	
(3)元請負人の直営部分の施工状況を確認 ①事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認 ②直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	実際の直営施工箇所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取りにより確認。実際の直営施工箇所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。	
(4)下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認	契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認。	
(5)下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上の下請をさせていないかどうか確認 (建築一式工事にあっては1,500万円以上)	契約書等により当該施工範囲を確認。疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。	

4.現場での監理技術者等の配置状況の確認

項目	備考	適否
(1)主任技術者又は監理技術者等は適正な配置か	公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任かつ監理技術者資格者証を有していなければならない。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。 (建設業法第26条第3項、第4項、第5項)	
●当該監理技術者に対し、監理技術者資格者証の提示を求め、以下の事項について確認		
①当該主任技術者、監理技術者(特例監理技術者を除く。)又は監理技術者補佐の現場専任制の確認	日報等で専任制の確認を行う。疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には、所在を確認して直ちに呼び出し。	
②当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が施工体制台帳等に記載された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と同一人物であることの確認		
③当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		
④当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認	建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実にやっているかどうか口頭試問等により確認。	

5.現場での下請業者の使用状況の確認

項目	備考	適否
(1)施工体制台帳、再下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認	ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等より確認する。	
(2)下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書等と同じかどうか確認	下請業者に聞き取りを行う(二次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書等の写しを添付することが義務づけられている。)	
(3)主任技術者の現場専任制の確認	建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては、専任でなければならない。(建設業法第26条)	
①当該主任技術者の現場専任制の確認	施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には、所在を確認して直ちに呼び出し。ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。	
②当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		
④当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。	

6.技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係及び実質的関与についての確認方法

項目	備考	適否
<p>(1)直接的な雇用関係にあることの確認 (以下のいずれかの方法により確認)</p> <p>監理技術者 ①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴(裏書) ②健康保険被保険者証の建設業者の商号又は名称 ③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>監理技術者補佐 ①健康保険被保険者証の建設業者の商号又は名称 ②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>主任技術者 ①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p>	<p>「直接的な雇用関係」とは、 「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成等)が存在すること」</p> <p>以下の要件を満たす場合と解す。 健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要。(在籍出向者、派遣社員は認められない。)</p>	
<p>(2)恒常的な雇用関係にあることの確認 (以下のいずれかの方法により確認)</p> <p>監理技術者 ①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴(裏書) ②健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>監理技術者補佐 ①健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>主任技術者 ①健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>	<p>「恒常的な雇用関係」とは、 ①「一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」 ②「企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」</p> <p>国、地方公共団体等が発注する公共工事における専任の監理技術者又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。 所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって、入札の申込を伴わないものにあつては、入札の執行日、随意契約による場合にあっては、見積書の提出のあった日。)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更^(注)があつた場合、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係がある者については、変更後に所属する建設業者の間にも恒常的な雇用関係にあるものとしてみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点からもっとも合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている(=恒常的な雇用関係にある)ものとみなす。 (注)合併、営業譲渡及び会社分割等の組織変更に伴う所属建設会社の変更については、その契約書及び登記簿の謄本等により確認するものとする。</p>	
<p>(3)実質的関与についての確認</p>		
①発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認	打合せ時の受け答えから判断。	
②住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認	日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。	
③官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認	申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。	
④近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認	近隣工事との調整状況を技術者に聞き取り。	
⑤施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認	施工計画者の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。	
⑥工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認	施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。	
⑦出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認	出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。	
⑧完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認	下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。	

⑨安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認	安全パトロールの実施状況等を確認。	
⑩下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認	下請業者からの聞き取り。	

別紙2(工事現場施工体制点検マニュアル 第5条関係)

「工事現場施工体制点検マニュアル」の取扱いフロー図

